

令和5年度福祉・介護職員処遇改善事業補助金交付要綱

(目的)

第1 福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度(月額平均6千円相当)引き上げるための措置を実施することを目的として、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱」(令和6年2月22日付け厚生労働省発障0222第6号厚生労働事務次官及び令和6年2月22日付けこ支障第37号こども家庭庁長官通知。)及び「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」(令和6年2月22日付け障発0222第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及び令和6年2月27日付けこ支障第39号こども家庭庁支援局長通知。(以下「実施要綱」という。))に基づき、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額の算定)

第2 この補助金の交付対象は、別表第1の表1に掲げるサービス区分の障害福祉サービス施設・事業所等(障害児入所施設、障害児通所支援事業所を含む(以下「施設・事業所等」という。))であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しており、かつ実施要綱「6賃金改善等の要件」を満たすものとする。

その他の対象要件は、実施要綱のとおりとし、サービス区分、交付率及び対象経費は別表第1のとおりとする。

なお、本要綱においては、実施要綱中、「臨時特例交付金」とあるのは「事業補助金」と、「交付」とあるのは「補助」と読み替えるものとする。

2 補助金の各月分の交付額算定については、次の $a \times b$ で得られた額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率(別表第1)

なお、aについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む(令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。)。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映されることとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の額の確定等)

第5 知事は、規則第13条の規定による提出を受けた場合には、報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の支払)

第6 知事は、第2の規定に基づき、岩手県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が算定した額を支払うものとする。

2 補助金の支払いを受けようとするときは、国保連が算定した額を福祉・介護職員処遇改善事業補助金請求書（様式第8号）により知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（交付金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

別表第1（第2関係）

表1 福祉・介護職員処遇改善事業補助金対象サービス

区分	サービス区分	交付率	対象経費
ア	居宅介護	1.6%	実際に対象施設・事業所の福祉・介護職員等の処遇改善に充てられた経費として実施要綱(※)に基づき算出された経費 (※) ア:令和6年2月22日付け障発0222第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 イ:令和6年2月27日付けこ支障39号こども家庭庁支援局長通知
	重度訪問介護	1.6%	
	同行援護	1.6%	
	行動援護	1.6%	
	重度障害者等包括支援	1.6%	
	生活介護	0.8%	
	施設入所支援	1.6%	
	短期入所	1.6%	
	療養介護	1.6%	
	自立訓練（機能訓練）	0.9%	
	自立訓練（生活訓練）	0.9%	
	就労移行支援	0.7%	
	就労継続支援A型	0.7%	
	就労継続支援B型	0.7%	
	就労定着支援	0.7%	
	自立生活援助	0.7%	
	共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%	
	共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%	
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%		
イ	児童発達支援	1.1%	
	医療型児童発達支援	1.1%	
	放課後等デイサービス	1.1%	
	居宅訪問型児童発達支援	1.1%	
	保育所等訪問支援	1.1%	
	福祉型障害児入所施設	2.1%	
	医療型障害児入所施設	2.1%	

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。

表2 福祉・介護職員処遇改善事業補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援	0%

別表第2（第10関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条 の規定による 書類	福祉・介護職員処遇改善事業補助金交付申請書 1 令和6年2月からの福祉・介護職員処 遇改善事業補助金処遇改善計画書 2 福祉・介護職員処遇改善事業補助金計 画書（施設・事業所別個票） 3 その他知事が必要と認めるもの	第1号 第2-1号 第2-2号	1部 1部 1部 1部	別に定める 日
規則第6条 第1項第1 号、第2号 及び第3号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	福祉・介護職員処遇改善事業補助金変更 （中止、廃止）承認申請書 1 変更に係る届出書（令和6年2月から の福祉・介護職員処遇改善事業補助金） 2 令和6年2月からの福祉・介護職員処 遇改善事業補助金処遇改善計画書 3 福祉・介護職員処遇改善事業補助金計 画書（施設・事業所別個票） 4 その他知事が必要と認めるもの	第3号 第4号 第2-1号 第2-2号	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業の 変更（中 止、廃止） を行う日の 15日前まで
規則第13条 第1項の規 定による書 類	福祉・介護職員処遇改善事業補助金実績報 告書 1 令和6年2月からの福祉・介護職員処 遇改善事業補助金実績報告書 2 福祉・介護職員処遇改善事業補助金実 績報告書（施設・事業所別個票） 3 その他知事が必要と認めるもの	第5号 第3-1号 第3-2号	1部 1部 1部 1部	別に定める 日
実施要綱7 （5）の規 定による書 類	福祉・介護職員処遇改善事業補助金特別事 情届出書 1 特別な事情に係る届出書（令和6年2 月からの福祉・介護職員処遇改善事業補 助金） 2 その他知事が必要と認めるもの	第6号 第7号	1部 1部 1部	別に定める 日
第6の2の 規定による 書類	1 福祉・介護職員処遇改善事業補助金請 求書 2 その他知事が必要と認めるもの	第8号	1部 1部	別に定める 日

※注 様式第2-1号、第2-2号、第3-1号、第3-2号については、別表第1の表1の区分ア（厚生労働省所管）とイ（こども家庭庁所管）の別に作成するものとする。